平成30年9月3日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

非上場（取引相場のない）株式評価の実務

非上場株式の特徴
①株式を“取得した人”の立場によって評価方式が変わります
②会社の規模によって評価方式が変わります
③株式譲渡（売り手や買い手）の関係で資産価値（時価）が違います

①株主判定は“取得した人”の支配力（個人議決権数と属する株主ｸﾞﾙｰﾌﾟ議決権総数）で決まります
支配力あり⇒「原則的評価方式」
支配力なし⇒**「配当還元方式」**　⇐＊②会社規模は関係なく**「株主の判定」のみで確定します**

◎「配当還元方式」評価 になる株主に該当しないでしょうか
（該当しなければ「原則的評価方式での評価になります）＊評価方式でその1株あたりの価額が変わります

〈取得された方が〉同族株主がいる会社で議決権割合30％未満ｸﾞﾙｰﾌﾟの株主
〃　　〃　　30～50％ｸﾞﾙｰﾌﾟで中心的同族株主がいなく、役員でもない株主

〈取得された方が〉同族株主がいない会社で議決権割合15％未満のｸﾞﾙｰﾌﾟの株主
〃　　取得後議決権割合5％以上だが，中心的株主がいなく，役員でもない株主

「配当還元方式」評価

それ以外に該当

「原則的」評価方式

②会社規模･･･“取得株主”が＊「原則的評価方式」（かつ特殊状況でない）と決まれば
ⓐ売上　ⓑ純資産　ⓒ従業員数　⇒「大会社」「中会社」「小会社」のいずれかに振り分けられます
「大会社」⇒「類似比準方式」で1株あたり株価が決まります
「中会社」⇒「類似比準方式」と「類似業種比準方式」で1株あたりの株価が決まります
「小会社」⇒「純資産方式」で 1株あたりの株価が決まります
※「特殊状況の会社」⇒「特定の評価会社」での判定（一般的な評価には馴じまない会社になります）
特殊とは1？･･･清掃中･休業中･開業前･－後3年未満･比準要素〈1株あたり配当･利益･純資産〉1か0
特殊2 ･･････　保有株式の資産割合が多い会社･土地所有の資産割合が多い

＜まとめ＞
ここ最近でﾆｭｰｽになった判例でも“評価方法の合理性”（「配当還元方式」でよいか否か）での議論となっています。
『非上場株価（取引相場のない株式評価計算）』は元々の公示された価額がないため，どんな評価方法を用いたら納税される方にとって妥当だと思ってもらえるかどうかで国税庁が試行錯誤し現在の複雑な方式が採られるようになりました。

文責（経営支援 第３課　資産税ｸﾞﾙｰﾌﾟ　横山勝）